

旅行者及び在留邦人の皆様へ

平成29年 6月 1日

在サンクトペテルブルク日本国総領事館

【日本国旅券及びロシア連邦発行の身分証の原本所持について】

※ 非常に重要なお知らせですので、きちんとお読みください。

※ 当地で行動される際は、以下の書類の原本を必ず携帯してください。

- (1) 旅行者等短期滞在の方：日本国旅券，出入国カード，滞在登録証
- (2) 長期在留の方：日本国旅券，出入国カード，滞在登録証，その他ロシア連邦が発行した身分証明書（労働許可証，学生証，定住者カード等）

1 サンクトペテルブルクでの安全対策強化

先日もお知らせしたように、2017年FIFAコンフェデレーションズカップ、2018年FIFAワールドカップの開催期間及びその前後の期間は、ロシア国内の安全対策が特に強化されます。

2 サンクトペテルブルクでの警備は今後さらに厳重になるおそれ

本年4月に当地地下鉄で爆発事件が発生し、その他の欧州地域でもテロ事件が頻発していることから、今後当地の警備がさらに厳重になることが予想されます。特に、外国人に対する身分の確認について、今後さらに徹底され、邦人の皆様が町中や観光場所で呼び止められ、身分の確認を求められる機会が多くなることが予想されます。

3 当地で行動される際は、以下の書類の原本を必ず携帯してください。

- (1) 旅行者等短期滞在の方：日本国旅券，出入国カード，滞在登録証
- (2) 長期在留の方：日本国旅券，出入国カード，滞在登録証，その他ロシア連邦が発行した身分証明書（労働許可証，学生証，定住者カード等）

4 当館が案内していた「身分証のコピー所持を奨励」を撤回

上記1及び2の理由から、今後身分を証明するための書類は、原本を携帯し

てください。当館が案内していた「日本国旅券とロシア査証ページ等のコピーの携帯」については、これを撤回します。

今後、身分証の原本を所持していないことを理由に厳罰に処されたり、または身柄を拘束されたりするおそれがあります。

5 警察とトラブルになったらすぐに当館に連絡を

今後町中で警察に呼び止められる可能性が高くなることが予想されます。身分証等を提示したものの、なかなか身柄を解放してくれない、もしくは、警察署への連行を求められている等の事態になった際は、至急当館までご連絡ください。

在サンクトペテルブルク日本国総領事館領事部

Consulate-General of Japan in Saint-Petersburg, Consulate Section

Address: 30 Millionnaya St., St.Petersburg, Russia 190000

Tel: +7(812)336-76-73

Fax: +7(812)710-69-70

ホームページ: <http://www.st-petersburg.ru.emb-japan.go.jp/indexjp.htm>

E-mail: ryoji@px.mofa.go.jp